

# うちエコ診断ソフトから得るデータの管理規程

2014年5月19日

一般社団法人 地球温暖化防止全国ネット

## 1. 目的

本規程は、うちエコ診断実施ソフトから得るデータ（以下、「データ」という。）の利用の範囲等必要な事項を定める。

## 2. データ利活用の基本方針

うちエコ診断から得るデータは、表.1に示すとおり、個人を直接特定できるデータと外部情報と突き合わせることによって個人を特定できる可能性があるデータの2つから成る。

表1 データー一覧と特性

| No | 種類                              | 特性   |
|----|---------------------------------|--|
| 1  | 受診世帯の申込データ                      | 個人を直接特定できる情報が含まれる                                    |
| 2  | 世帯に関する属性データ                     | 個人を直接特定できる情報は含まれていないが、外部情報と突き合わせるによって、個人を特定できる可能性がある |
| 3  | 世帯の光熱費や家電等の使用状況に関するデータ          |  |
| 4  | 2と3から算出した家庭からのCO2排出状況データ        |  |
| 5  | 世帯における有効な対策と対策を実施することの効果に関するデータ |  |

そのため、個人情報保護の観点から、個別のデータの公表は原則行わず、公表するデータは個人が特定できない集計データのみとする。但し、データの所有権を持つうちエコ診断実施機関に限って、データの取り扱いに関する受診者の合意のもと公表・提供が可能である。

これらのデータの集計について表2にまとめる。

表2 データの集計

| 集計機関       | 集計の単位             |
|------------|-------------------|
| うちエコ診断実施機関 | 当該診断実施機関が診断した地域のみ |
| 制度運営事務局    | 都道府県、地方、気候区分、全国など |

## 3. データの提供

うちエコ診断実施機関は、データを環境省ならびに制度運営事務局に提供する。尚、提供にあたっては、受診者の同意が必要であり、うちエコ診断受診申込書にこの旨を記載する。

#### 4. データの取り扱い

データの取り扱いは個人情報保護に関する規程に基づいて適切に行うこと。